平成２１年（フ）第４６４８号
大阪市都島区毛馬町１丁目８番16号　セラヴィ毛馬514号
債務者　嶋田　　潤
1　決定年月日時　平成21年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４６４９号
大阪市都島区毛馬町１丁目８番16号　セラヴィ毛馬514号
債務者　嶋田香代子
1　決定年月日時　平成21年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４６５３号
大阪市北区長柄西１丁目１番37号
債務者　北　　裕也
1　決定年月日時　平成21年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４７４０号
大阪府吹田市原町２丁目54番１―310号
債務者　松本りつ子
1　決定年月日時　平成21年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４７４５号
大阪府門真市上島町35番６号
債務者　小田　政輝
1　決定年月日時　平成21年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４７７８号
大阪府八尾市久宝園２丁目104番地　ハイツ久宝園201号
債務者　角　　貞夫
1　決定年月日時　平成21年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４７９４号
大阪市大正区三軒家東４丁目６番９号　ローズハイツ501号
債務者　芦田　英行
1　決定年月日時　平成21年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４８４１号
大阪府東大阪市小若江２丁目14番18号　サンシャインヒルズ303号
債務者　干潟　俊幸
1　決定年月日時　平成21年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４８４４号
大阪市都島区中野町１丁目３番５号　205号
債務者　篠原　久夫
1　決定年月日時　平成21年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４８４５号
大阪市浪速区元町２丁目４番11号　ソシオコート難波503号
債務者　今野　久子
1　決定年月日時　平成21年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４８４６号
大阪市鶴見区鶴見６丁目10番６―402号
債務者　大西弥生こと　尹　　福重
1　決定年月日時　平成21年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４８４７号
大阪府大東市末広町９番102号
債務者　森　　久子
1　決定年月日時　平成21年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４８５３号
大阪府東大阪市楠根３丁目12番22号　エクシードハイツＫＡＮＮＯ　402号
債務者　鹿島　　覺
1　決定年月日時　平成21年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４８５４号
大阪市西淀川区野里２丁目20番12号　メゾンＬＥＯ402号室
債務者　笠井あつ子
1　決定年月日時　平成21年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４８５５号
大阪府摂津市正雀本町２丁目１番３―302号
債務者　村上　義明
1　決定年月日時　平成21年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４８６４号
大阪府東大阪市六万寺町１丁目21番34号
債務者　渡部　優子
1　決定年月日時　平成21年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４８６６号
大阪市生野区新今里２丁目11番２号　スペラーレ今里４―Ｂ
債務者　黒木　広文
1　決定年月日時　平成21年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部